

年金や手当

国民年金（障害基礎年金）

国民年金課医療年金係

国民年金加入中（加入をやめても60歳以上65歳未満）の方が、病気やケガで障がいの状態になった場合に支給される年金です。

◇対象者

- ①初診日が20歳以前にある病気やケガが原因で、障がいの程度が国民年金法施行令で定める障害等級1～2級の障がい状態にある方。（本人の所得制限があります。）
- ②初診日が20歳以降にある病気やケガが原因で障がい状態にあり、次の条件を満たしている方。
 - ・保険料の納付条件を満たしている方。
 - ・初診日から1年6か月を経過した日（または、その期間内に症状が固定した日）の障がい程度が国民年金法施行令で定める障害等級1～2級の障がい状態にある方。

※障がい認定日において障がいの程度が軽く、障害基礎年金が受けられなかった方でも、その後65歳になるまでの間に障がいの程度が2級以上になった場合は、請求月の翌月から年金を受けられます。ただし、65歳までに請求することが必要です。

◇年金額 1級 1,059,125円（年額）

 2級 847,300円（年額）

 子の加算 第1子・第2子 各 243,800円

 第3子以降 各 81,300円

※子とは次の者に限ります。

- ・18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
- ・20歳未満で障害等級1級または2級の障がい者

障害厚生年金

岩見沢年金事務所

岩見沢市9条西3丁目1番地
(電話0126-25-1570)

厚生年金保険の加入期間中に初診日のある病気やケガが原因で障がいの状態になった場合に支給される年金です。障がい程度が国民年金施行令で定める障害等級1～2級の方に対し、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

※厚生年金独自の給付として、1，2級に相当しない軽い障がいには「3級障害厚生年金」、さらに軽い障がいの場合一時金として「障害手当金」が支給される場合があります。

各種共済組合の障害年金

各共済組合

各種共済組合に加入している間の病気やケガが原因で、共済組合各法に定める障がい状態になった場合に支給される年金です。

特別障害者手当

地域福祉課地域福祉係

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に対して支給されます。本人が施設に入所しているとき、医療機関等入院しているとき、本人・配偶者・扶養義務者に一定の所得がある場合は支給されません。

◇対象者

- ①身体障害者手帳1～2級程度の障がい複数あり（※障がいの種類・程度によっては単独の障がいであっても該当になる場合もあります）常時特別の介護を必要とする方。
- ②知的、精神、血液、内臓の障がいなどにより①と同程度の状態にあり、常時特別の介護を必要とする方。

◇手当の月額 30,450円

障害児福祉手当

地域福祉課地域福祉係

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。児童が施設に入所しているとき、障がいを支給事由とする公的年金を受給できるとき、本人・配偶者・扶養義務者に一定の所得があるときは支給されません。

◇対象者

- ①身体障害者手帳1級程度及び2級の一部に相当する程度の障がいがあり、常時特別の介護を必要とする児童。
- ②療育手帳A判定に相当する程度の知的障がいにより、常時特別の介護を必要とする児童。

③精神、血液、内臓の障がいにより①、②と同程度の状態にあり、常時特別の介護を必要とする児童。

◇手当の月額 16,560円

児童扶養手当 ————— こども未来課こども未来係
(子育て支援センター内)

父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級相当）や、父母の離婚や死別で父または母と生計を同じくしていないなどの理由により18歳（障がいがあるときは20歳）未満の児童を監護している父または母や、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。所得に応じて（父母または児童に対して支払われた養育費を含みます）支給制限があります。児童が福祉施設に入所している場合は支給されません。

◇手当の月額 児童1人のとき 48,050円
(一部支給 48,040円～11,340円)
2人目以降 11,340円～5,680円加算
※手当月額は物価スライドにより改定されることがあります。

特別児童扶養手当 ————— こども未来課こども未来係
(子育て支援センター内)

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育する方に対し支給されます。児童が福祉施設に入所しているとき、障がいを支給事由とする公的年金を受給できるとき、受給者およびその家族に一定の所得があるときは支給されません。

◇対象児童

- ①身体障害者手帳1～3級程度および4級（一部）に相当する程度の障がいのある児童。（障がいの部位によって異なります。）
 - ②療育手帳A判定およびB判定（一部）に相当する程度の障がいのある児童。
 - ③精神、血液、内臓の障がいなどで①、②と同等の障がいのある児童。
- ※専用の診断書様式により申請し、北海道が認定します。

◇手当の月額 重度（1級） 58,450円
中度（2級） 38,930円
※手当月額は物価スライドにより改定されることがあります。

心身障がい者を扶養する保護者の方が生存中一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡したり重度障がいになった場合、残された障がい者に対し終身一定額の年金が支給されます。

◇心身障がい者の範囲

- ①知的障がい者
- ②身体障がい者（身体障害者手帳の障害程度が1級～3級に該当する方）
- ③精神または身体に永続的な障がいをもつ方で、①、②と同等程度の障がいと認められる方。（例：精神病、脳性麻痺、自閉症、血友病、進行性筋萎縮症等）

◇加入資格

札幌市を除く北海道内に住所があり、生命保険に加入できる健康状態にある、65歳未満の保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他親族等）

◇掛金月額 9,300円～23,300円（加入時の年齢により異なります。）
※心身障がい者1人につき、2口まで加入できます。

◇年金月額 1口につき 20,000円

